クミアイ化学工業株式会社定款

施行　昭和 43 年 11 月　1 日
改正　昭和 45 年 12 月 25 日
〃　昭和 49 年 12 月 23 日
〃　昭和 51 年　2 月　1 日
〃　昭和 57 年　1 月 29 日
〃　昭和 58 年　1 月 28 日
〃　平成　4 年　1 月 30 日
〃　平成　6 年　1 月 28 日
〃　平成 12 年　1 月 26 日
〃　平成 14 年　1 月 30 日
〃　平成 15 年　1 月 30 日
〃　平成 16 年　1 月 29 日
〃　平成 19 年　1 月 30 日
〃　平成 20 年　1 月 30 日
〃　平成 21 年　1 月 29 日
〃　平成 25 年　1 月 30 日
〃　平成 27 年　1 月 29 日
〃　平成 29 年　1 月 27 日
〃　2021 年　1 月 28 日
〃　2023 年　1 月 27 日

第1章　総　　則

（商　号）

第 1 条　本会社は、クミアイ化学工業株式会社と称し英文では KUMIAI CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD. と称する。

（目　的）

第 2 条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。

(1) 農薬、肥料、飼料、医薬品、農業用資材、化粧品、動物用医薬品、医薬部外品、飼料添加物、及び食品添加物を除くその他の化学工業品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。
(2) 第1号の製造に必要な機材の製造及び輸出、輸入ならびに販売。
(3) 農産物、種苗、花卉の生産及び輸出、輸入ならびに販売。
(4) 食品を除くバイオテクノロジーによる製品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。
(5) 環境計量測定及び化学物質の分析、測定、解析などに関する業務。
(6) 環境保全・公害防止機器類及びその他化学機器・資材の製造販売。
(7) 総合建設業。
(8) 不動産の賃貸借及び管理。
(9) 発電及び電気の販売・供給に関する業務。
(10) 人材派遣業。
(11) 飲食店の経営。
(12) 前各号に附帯関連する一切の事業。

(13) 他会社に対する投資又は会社設立の発起人となること。

(本店所在地)
第 3 条　本会社は、本店を東京都台東区に置く。
(機 関)
第 4 条　本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

(公告方法)
第 5 条　本会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株　　式

(発行可能株式総数)
第 6 条　本会社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(自己の株式の取得)
第 7 条　本会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)
第 8 条　本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増請求)
第 9 条　本会社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の本会社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)
第 10 条　本会社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 前条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)
第 11 条　本会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
(株式取扱規程)
第 12 条　本会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。

(基準日)
第 13 条　本会社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、本会社が必要と認めたときは、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を設けることができる。

第3章　株　　主　　総　　会

(総会の招集)
第 14 条　本会社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。
2. 株主総会開催の場所は、本店所在地又は静岡県とし、開催の都度取締役会において決定する。

(招集権者)
第 15 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

(議　長)
第 16 条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)
第 17 条　本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議)
第 18 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決定する。

2. 会社法第 309 条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(取締役の数及び選任)

第 20 条 本会社の取締役は 9 名以内とする。

2. 取締役は株主総会において選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3. 取締役に欠員を生じたときは、補欠選任する。但し、法定の員数を欠かないときは、取締役会の決議により補欠選任しないことができる。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議をもって取締役社長1名を置くほか、取締役会長1名を置くことができる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条　本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 27 条　取締役会に関しては、この定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 28 条　本会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議により免除することができる。

2. 本会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監 査 役 及 び 監 査 役 会

(監査役の数及び選任)

第 29 条　本会社の監査役は5名以内とする。

2. 監査役は株主総会において選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決定する。

3. 監査役に欠員を生じたときは、補欠選任する。但し、法定の員数を欠かないときは、取締役会の決議により補欠選任しないことができる。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 30 条　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 31 条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条　監査役会は監査役の中から常勤監査役1名以上を選定する。

(監査役会の権限)

第 33 条　監査役会は、法令又は定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

2.　前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。

(監査役会の招集)

第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(監査役会規程)

第 35 条　監査役会に関しては、この定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 36 条　本会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議により免除することができる。

2.　本会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　計　　算

(事業年度)

第 37 条　本会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 38 条　本会社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を行う。

2.　配当金が、支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。

(中間配当)

第 39 条　本会社は、取締役会の決議により、毎年4月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(附則)

1.　2023 年 2 月 28 日までに開催される株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。

2.　本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。